

平成27年 6 月 26 日

株 主 各 位

広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号

青山商事株式会社

代表取締役社長 青 山 理

第51回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第51回定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第51期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記 1 及び 2 について報告いたしました。

決議事項

第 1 号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

期末配当金は、普通配当25円に特別配当25円を加えて、合計 1 株につき50円と決定いたしました。

なお、中間配当金25円（普通配当25円）を含めました当期の年間配当金は、1 株につき75円となります。

第 2 号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の具体的内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
第 5 章 監査役及び監査役会 (<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第36条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間で、同法第423条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任に関し、同法第425条第 1 項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>	第 5 章 監査役及び監査役会 (<u>監査役との責任限定契約</u>) 第36条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第423条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任に関し、同法第425条第 1 項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第3号議案 取締役7名選任の件
本件は、原案どおり宮前省三、宮前洋昭、青山理、宮武真人、松川修之、岡野真二、内林誠之の7氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件
本件は、原案どおり大迫智一氏が選任され、就任いたしました。

以上

追って、本総会終了後開催の取締役会において、次のとおり代表取締役及び付
取締役が選定されるとともに、執行役員が選任されそれぞれ就任いたしました。

【取締役】

代表取締役会長	宮前省三	取締役 兼常務執行役員	松川修之
代表取締役副会長	宮前洋昭	取締役 兼常務執行役員	岡野真二
代表取締役社長 兼執行役員社長	青山理	取締役	内林誠之
取締役副社長 兼執行役員副社長	宮武真人		

【執行役員】（以下、取締役を兼務するものは除いております。）

執行役員	平川省三	執行役員	四茂野聡
執行役員	藤井康博	執行役員	千葉直郎
執行役員	藤井満典	執行役員	財津伸二
執行役員	水谷修之	執行役員	古市誉
執行役員	前川義之		

期末配当金のお支払について

第51期期末配当金は、1株につき50円（普通配当25円、特別配当25円）と決定されましたので、平成27年6月29日から次のとおりお支払い申しあげます。

- 銀行振込をご指定いただいている方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株主数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、内容をご確認ください。
- 銀行振込をご指定されていない方には、平成27年6月29日から平成27年7月31日までの間に、同封の「第51期期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取りください。
なお、お受け取りの際は、「第51期期末配当金領収証」裏面のご注意書をご覧ください。

(注) 配当金のお受け取りは、銀行等の預金口座及び郵便貯金口座（通常貯金）への振込みが可能となっておりますので、お知らせ申しあげます。

振込による配当金のお受け取りをご希望の場合は、証券会社に口座を開設されている株主様は口座のある証券会社に、証券会社に口座を開設されていない株主様は下記までお問い合わせください。

なお、その他ご不明な点につきましても、下記までお問い合わせください。

記

電話照会先：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-782-031

以上